

枚方市立地適正化計画の変更 [概要版]

1. 立地適正化計画について

全国的な人口減少・少子高齢化などを背景にして、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として、都市再生基本方針に基づき、立地適正化計画を作成することが可能となりました。

この立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を適切に誘導することによる集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、コンパクトなまちづくりと交通施策などの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画となっています。

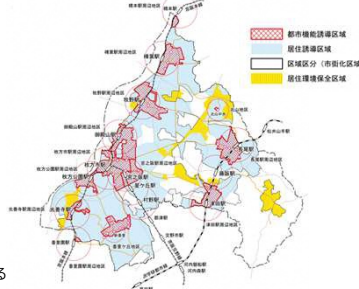
本市では、平成29年3月に本計画を作成し、目標を達成するために必要となる居住及び都市機能に関する施策等の取り組みを進めています。

より便利な都市を実現させていくこと + 公共交通ネットワークを充実させること

自家用車に過度に依存しなくても利便性が高く住みやすい都市を実現していきます

【誘導区域等の設定状況】

	面積(ha)
枚方市	約6512
市街化区域	約4192
居住誘導区域	約3595
都市機能誘導区域	約861
居住環境保全区域	約441



【誘導施設の設定状況】

病院、診療所、商業施設、保育所、幼稚園等

図書館、文化施設、行政サービス施設

※各地区の都市機能誘導区域ごとに設定している

居住に関する目標値

都市機能に関する目標値

公共交通に関する目標値

約88人/ha

約90%

約84%

居住誘導区域内の人口密度

誘導施設の立地

最寄りの公共交通のアクセシビリティ

2. 変更の背景

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」に関する事項を記載するものとされたことから、本計画を変更します。

また、防災指針の記載に伴い、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しを検討するほか、令和3年度に実施する中間検証の内容を反映します。

3. 変更のポイント

立地適正化計画の構成

はじめに

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題

第2章 立地適正化計画の基本的な方針等

第3章 居住及び都市機能について

(1) 誘導区域等 **ポイント①③**

(2) 誘導施設等

(3) 建築物等の届出に関する事項

(4) 居住及び都市機能に関する取り組みについて **ポイント③**

第4章 防災指針 **ポイント②**

第5章 目標値の設定、計画の評価等

(1) 目標値の設定 **ポイント②**

(2) 計画の評価等

第6章 計画の実現に向けて

ポイント①

誘導区域等の見直し

近年、頻発・激甚化する水災害に対応するために、洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外するもの

ポイント②

防災指針の作成

防災・減災まちづくりにむけて、水災害リスクの分析と課題抽出を行い、課題を踏まえた取り組み方針に基づき、具体的な取り組みや目標値を検討するもの

ポイント③

中間検証の反映

令和3年度に実施する中間検証の内容を反映するもの

※詳細は次頁参照

4. 変更の主な内容

ポイント① 誘導区域等の見直し P77-P86

近年、頻発・激甚化する水災害に対応するには、リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導するなど、コンパクトで安全なまちづくりを推進することが重要です。

平成27年に改正された水防法第14条で規定する洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低いものの、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

本市は既存市街地を中心に水災害リスクのある地域が広範囲に分布していることから、防災・減災対策によりリスクを軽減しつつ、一定のリスクがあることを認識し、受け止めたうえでまちづくりを進めていく必要があります。一方で、リスクが高く居住や都市機能の立地を避けるべき地域については、都市的土地利用や居住の誘導を図るべきではないと考えます。

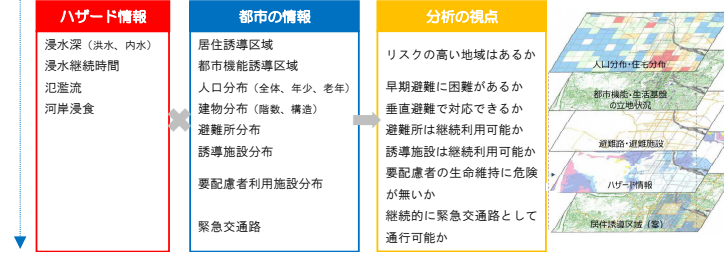
これらのことを踏まえ、水災害リスクや発生確率などに応じて必要なハード対策とソフト対策を検討することを前提に、右記のとおり人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高いリスクで、その発生頻度が高いエリアは、居住誘導区域に含めないこととします。

また、中間検証において課題とされた、居住誘導区域内の生産緑地地区のうち「行為の制限が解除された生産緑地地区」は居住誘導区域に含めるものとします。

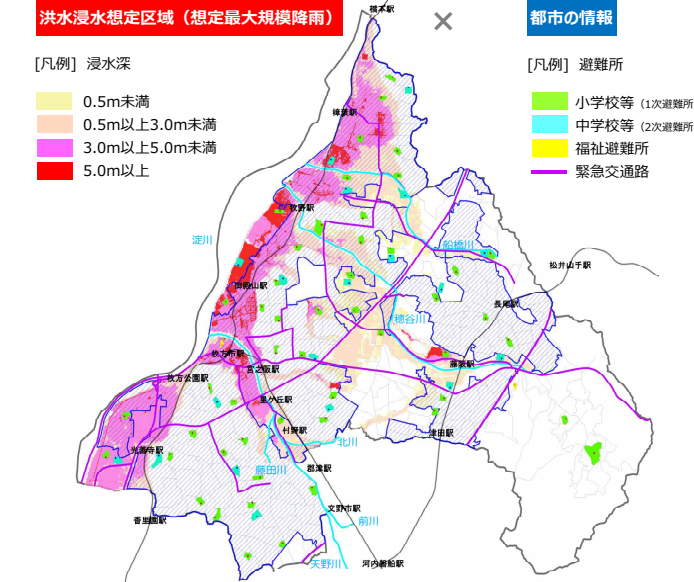
ポイント② 防災指針の作成 P117-P130

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものです。

① ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクの分析を行い、防災上の課題を抽出します。

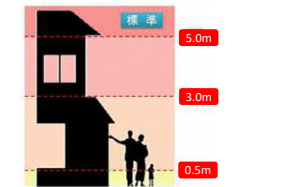


重ね合わせ結果の一例



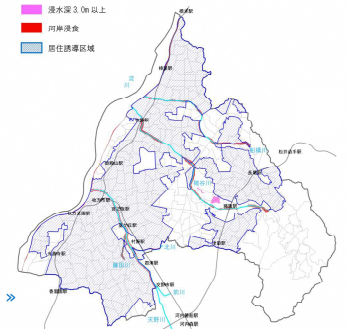
▼居住誘導区域に含めないこととする洪水浸水想定区域 P78

＜計画規模降雨（年超過確率 1/100程度）＞
浸水深3.0m以上



国土交通省
洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）より

＜想定最大規模降雨（年超過確率 1/1000程度）＞
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）



手順② 抽出した課題を整理し、取り組みの方針を設定します。
手順③ 取り組みの方針を踏まえ、ハード・ソフト両面から災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取り組みとスケジュールを設定します。

	具体的な取り組み	実施主体	実現時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害リスク回避	届出・勧告による居住誘導区域への立地誘導	市	●	●	●
	災害リスクの高い洪水浸水想定区域における新たな開発の抑制	市	●	●	●
	土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強補助制度	府・市 市民・事業者	●	●	●
	地区計画制度や土地区画整理事業等による宅地地盤の嵩上げ等	市・事業者	●	●	●
	河川改修の推進（穂谷川、前川）	府	●	●	●
	河川施設等の点検・整備	国・府・市	●	●	●
	下水道床上浸水対策事業	市	●	●	●
	公共下水道、排水路、管渠及び雨水ポンプの整備・充実	市	●	●	●
	雨水流出抑制施設等の設置を推進・指導	市・事業者	●	●	●
	高齢者施設等の水害対策強化事業 障害者施設等における防災・減災対策	市・事業者	●	●	●
災害リスク低減（ハード）	緊急交通路等の都市計画道路整備を推進	国・府・市	●	●	●
	緊急交通路等の計画的な維持管理や効率的な無電柱化を推進	国・府・市	●	●	●
	通学路等の安全確保や道路空間再配分整備を推進	市	●	●	●
	止水板の設置	市・市民・事業者	●	●	●
	防災ガイドの作成・全戸配布	市	●	●	完了済み
	住民の防災知識の普及と意識啓発	市・市民	●	●	●
	学校安全計画に基づく安全教育的充実	市・市民	●	●	●
	地区防災計画の策定	市・市民	●	●	●
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成	市・事業者	●	●	●
	避難行動要支援者全体計画の策定	市・市民	●	●	●
災害リスク低減（ソフト）	防災訓練の実施・指導	市・市民	●	●	●
	緊急物資等の確保・備蓄	府・市	●	●	●
	市公式LINE等による積極的な情報発信	市	●	●	●
	災害協定の締結	市・事業者	●	●	●

手順④ **防災に関する目標値**を設定します。P133
地域の特性や災害リスクに応じた小学校区単位での地区防災計画の策定率 **100%（令和8年）**

ポイント③ 中間検証の反映 P111-P116

▶ 居住及び都市機能に関する取り組みについて、施策内容を追加・更新

新旧説明資料

旧	
目次	
はじめに	
(1)計画作成の背景と目的	1
(2)計画の位置づけ	4
(3)上位計画等	5
(4)計画期間	9
(5)将来の人口	9
第1章 枚方市を取り巻く状況と課題	
(1)少子高齢化、人口減少	1 1
(2)市街地の拡大	1 8
(3)公共交通	2 2
(4)都市機能の立地	3 7
(5)災害	5 8
(6)公共施設	6 2
第2章 立地適正化計画の基本的な方針等	
(1)対象区域	6 7
(2)目標及び基本的な方針	6 8
第3章 居住及び都市機能について	
(1)誘導区域等	7 5
(2)誘導施設等	8 5
(3)建築物等の届出に関する事項	1 0 8
(4)居住及び都市機能に関する取り組みについて	1 0 9
第4章 目標値の設定、計画の評価等	
(1)目標値の設定	1 1 5
(2)計画の評価等	1 1 8
第5章 計画の実現に向けて	
(1)市民、事業者、行政などによる連携・協働の推進	1 1 9
(2)民間活力の導入	1 1 9
付属資料編	
(1)枚方市都市計画審議会審議経過	資料 1
(2)都市構造の評価	資料 4
(3)市民意見等の反映	資料 6
(4)用語集	資料17



新	
目次	
はじめに	
(1)計画作成の背景と目的	1
(2)計画の位置づけ	4
(3)上位計画等	5
(4)計画期間	9
(5)将来の人口	9
第1章 枚方市を取り巻く状況と課題	
(1)少子高齢化、人口減少	1 1
(2)市街地の拡大	1 8
(3)公共交通	2 2
(4)都市機能の立地	3 7
(5)災害	5 8
(6)公共施設	6 4
第2章 立地適正化計画の基本的な方針等	
(1)対象区域	6 9
(2)目標及び基本的な方針	7 0
第3章 居住及び都市機能について	
(1)誘導区域等	7 7
(2)誘導施設等	8 7
(3)建築物等の届出に関する事項	1 1 0
(4)居住及び都市機能に関する取り組みについて	1 1 1
第4章 防災指針	
(1)防災指針とは	1 1 7
(2)水災害リスクの分析	1 1 8
(3)課題の整理と取り組みの方針	1 2 9
(4)具体的な取り組みとスケジュール	1 3 0
第5章 目標値の設定、計画の評価等	
(1)目標値の設定	1 3 1
(2)計画の評価等	1 3 4
第6章 計画の実現に向けて	
(1)市民、事業者、行政などによる連携・協働の推進	1 3 5
(2)民間活力の導入	1 3 5
付属資料編	
(1)枚方市都市計画審議会審議経過	資料 1
(2)都市構造の評価	資料 4
(3)市民意見等の反映	資料 6
(4)用語集	資料18

変更の内容	
P2	立地適正化計画の概要について、法改正の内容を反映
P5	東部大阪都市計画区域マスタープランの改定経過を反映
P58	洪水災害、内水災害及び土砂災害の情報を更新
P72	保留区域が変更されたことを受けて、土地利用方針図を更新
P77	<input checked="" type="checkbox"/> 生産緑地地区のうち、行為の制限が解除されたものは居住誘導区域に含めるものとする内容の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 居住誘導区域に含めないこととする災害のおそれがある区域に、 洪水浸水想定区域 を追加 <input checked="" type="checkbox"/> 居住環境保全区域に洪水浸水想定区域を追加
P112	<input checked="" type="checkbox"/> 居住に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家に関する施策の進展状況を反映。また、民間開発を通じた指導・誘導に取り組む方針を追加 <input checked="" type="checkbox"/> 都市機能に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市再生整備計画事業の進展状況及び枚方市駅周辺再整備と光善寺駅周辺整備の進展状況を反映 ▶ 令和2年1月に策定した「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」の内容を追加
P117	<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生特別措置法の改正により、 防災指針 を追加 防災・減災まちづくり に向けて、水災害の情報と都市の情報を重ね合わせることで、水災害リスクの分析と課題抽出を行い、課題を踏まえた取り組み方針に基づき、具体的な取り組みとスケジュールを記載
P133	防災に関する目標値「地区防災計画の策定率」を追加
資1	枚方市都市計画審議会の経過と委員名簿を更新
資6	改定に向けたパブリックコメントの概要を追加